◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１７４号(H24. 11. 30)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（１１月２２日～１１月２９日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスの車内事故２
（３）乗合バスの車内事故３
（４）タクシーが石垣に衝突した事故
（５）タクシーと自転車が衝突した事故
（６）トラックがＬＰＧ容器を運搬中、乗用車と衝突した事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
４．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
５．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）
６．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。(再周知)
７．平成２４年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の補助金申請受付期間を延長します。

◇◇◇

事故当時、当該乗合バスの運転者は、当該乗客の着席を確認せずに発車した模様。

（３）乗合バスの車内事故３
１１月２８日（水）午後０時２０分頃、神奈川県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客３５名を乗せて運行中、乗客１名が停車の際に転倒した。
この事故により、当該乗客１名（女性、８６才）が外傷性くも膜下出血の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は両手に荷物を持った状態で立っており、停車の際の反動で転倒した模様。

（４）タクシーが石垣に衝突した事故
１１月２６日（月）午後４時頃、長崎県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客２名を乗せて運行中、道路沿いの石垣に衝突した。
この事故により、乗客１名が鎖骨骨折の重傷、乗客1名と運転者は軽傷を負った。
事故現場は、病院の出入口で急な下り坂となっており、坂を下っていた当該タクシーが止まり切れず、道路沿いの石垣に衝突した模様。
なお、当該運転者は、ブレーキが利かなかった旨の報告をしている模様。

（５）タクシーと自転車が衝突した事故
１１月２７日（火）午後１時５０分頃、大阪府において、府内に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、交差点右折時に自転車と接触した。
この事故により、自転車を運転していた１名が死亡した。
事故当時、当該タクシーが交差点を右折する際に、対向から直進してきた自転車と接触し、転倒させた模様。

（６）トラックがＬＰＧ容器を運搬中、乗用車と衝突した事故
１１月２１日（水）午前５時５０分頃、愛知県において、同県に営業所を置く中型トラックがＬＰＧ容器３８本を運搬中、当該中型トラックから見て左手の敷地より道路に進入してきた乗用車と衝突した。
この事故により、積荷のＬＰＧ容器１９本が路面に散乱し、うち１本の容器のバルブが緩み、ＬＰＧが微少量漏えいした。
なお、ＬＰＧ漏えいによる２次災害はなかった。
また、当該乗用車の運転者が肋骨骨折、脳内の少量出血による重傷を負い、当該中型トラックの運転者にケガはなかった。
事故現場は、ほぼ直線道路で事故当時、当該中型トラックは、左手敷地より一時停止せずに当該道路に進入してきた当該乗用車を発見し、急ブレーキをかけたものの停止できず、乗用車の右側面に衝突した模様。

◇◇◇

【２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した､｢乗合バスの車内事故防止マニュアル｣や｢トラック追突事故防止マニュアル｣など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを１つのページに集約しました。
今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。
今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html）

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

◇◇◇

て、公益社団法人日本バス協会及び高速ツアーバス連絡協議会に対し、通達を発出しましたのでお知らせいたします。

→　（http://www.mlit.go.jp/common/000219969.pdf）

◇◇◇

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」(7 月 18 日公表)

→ 利用者向け安全情報の提供
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html)

○「夜間・長距離運行する貸切バスの後退運転者の配置基準の策定について」(11月26日公表)

→ 関係通達の改正
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000117.html)

◇◇◇

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆